

○斜里町空き家等解体事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、空き家等が老朽化により自然災害等の発生時に倒壊のおそれや建材等の飛散が考えられる町内の空き家等の所有者等に対し、解体工事費の一部を補助することにより、自主的な解体を促進し、住民及び地域への安全及び安心の確保と生活環境の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 空き家等 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第2条第1項に規定するものをいう。
- (2) 所有者等 登記事項証明書に記載されている名義人(未登記である場合にあっては、固定資産税課税台帳)に記載されている所有者又は当該所有者の相続人その他これを管理すべき者(法人を除く。)をいう。
- (3) 解体工事 空き家等を解体、撤去し更地にする工事をいう。
- (4) 施工業者 建設業法(昭和24年法律第100号)別表第1の表に掲げる土木工事業、建築工事業又は解体工事業に係る同法第3条第1項の許可を受けた者若しくは建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第21条第1項に基づき北海道知事の解体工事業者の登録を受けた者で、斜里町建設工事等指名競争入札参加資格を持ち解体工事の指名登録を受けている町内に独立した営業所を有する者をいう。
- (5) 敷地 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第1条第1号に定めるものをいう。

(補助対象の空き家等)

第3条 補助の対象となる空き家は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 斜里町内にあるもの
- (2) 1年以上使用されていないもの
- (3) 昭和56年5月以前に建築されたもの
- (4) 所有権以外の権利が設定されていないもの
- (5) 雪害、地震、風水害、土砂災害等の各種災害により、被害が生じた又は見込まれるものであって、緊急的または予防的な解体を要すると認められるもの

(補助対象者)

第4条 補助対象者は次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 第2条第1項第2号に定める者
- (2) 第1号の者及びその全員が斜里町町税等の滞納者に対する行政サービス等の制限条例(平成16年条例第23号)第2条第1項に定める町税等を滞納していな

い者

(3) 斜里町暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例14号）第2条第1項に規定される暴力団員でない者

(4) 解体する空き家等の敷地に立ち入る現地調査に協力できる者
（解体工事の実施要件等）

第5条 解体工事の実施要件は次の各号のいずれにも該当すること

(1) 敷地内の空き家等をすべて解体し更地とすること

(2) 前条第1項第1号による者と施工業者との間で請負契約を締結された解体工事であること

(3) 交付決定を受けた年度末までに工事完了できること
（補助金の交付申請）

第6条 補助金を受けようとする者は、解体工事の着手前に、斜里町空き家等解体事業補助金交付申請書（様式第1号）に以下の書類を添えて申請するものとする。ただし、物置等比較的小規模施設については、第4号に掲げる書類を省略できるものとする。

(1) 敷地位置図、解体対象物配置図

(2) 敷地内の解体対象物の外観写真及び敷地全景写真

(3) 工事費見積書（第2条第1項第4号の施工業者が作成したもの）

(4) 空き家等の建築年月日、所有者、管理者を証する書類（登記事項証明書、固定資産税納税通知書、固定資産課税台帳、戸籍謄本、建築基準法による検査済証）の写し

(5) 申請者及び同一世帯に属する者の住民票の写し

(6) 工事請負契約書の写し

(7) アスベスト調査資格者証の写し

(8) 斜里町暴力団の排除の推進に関する条例に基づく誓約書（様式第2号）

(9) 申請者及び同一世帯に属する者の町税や公共料金等の納付状況確認書（様式第3号）

(10) 申出書（様式第4号）

(11) その他町長が必要と認める書類（様式第5号）、（様式第6号）

（補助の対象経費及び額）

第7条 補助の対象となる経費、補助金の額及び補助の限度額は、別表に掲げるとおりとする。

2 補助金は、予算の範囲内で交付するものとする。

（交付の決定）

第8条 町長は、申請書の提出があった場合は、その内容を審査の上、斜里町空き家等解体事業補助金交付決定通知書（様式第7号）または、斜里町空き家等解体事業補助金を交付しない旨の通知書（様式第8号）により通知する。

（工事の着手）

第9条 前条による交付決定通知書を受けた者（以下、「交付決定者」という。）は、すみやかに工事着手届（様式第7号）を町長へ提出しなければならない。

（工事内容の変更及び中止）

第10条 交付決定者は、次の各号に掲げる変更をしようとするときは、斜里町空き家等解体事業補助金交付決定内容変更承認申請書（様式第9号）により町長へ申請しなければならない。

- （1） 工事の取りやめ、変更
- （2） 補助金額の変更
- （3） 施工業者の変更

2 町長は前項の申請があったときは、内容を審査の上、承認した場合は、斜里町空き家等解体事業補助金変更承認決定通知書（様式第10号）により変更交付決定を交付決定者に通知する。

（実績報告等）

第11条 交付決定者は、解体工事が完了した場合は、補助事業実績報告書（様式第11号）に次に掲げる書類を添えて、町長へ提出しなければならない。

- （1） 施工業者が発行した工事代金の請求書の写しと領収書の写し
- （2） 第10条に定める変更があった場合、契約書の写し
- （3） 第6条第1項第9号に定める書類
- （4） 解体工事完了後の全景写真
- （5） アスベスト調査結果がわかる書類

（補助金の額の確定）

第12条 町長は、前条の書類の提出があり、申請内容と相違がないと認め補助金の額を確定したときは、斜里町空き家等解体事業補助金確定通知書（様式第12号）により、交付決定者に通知をするものとする。

（補助金の交付請求）

第13条 交付決定者は、前条の通知を受けたときは、請求書（様式第13号）により、町長へ補助金の交付を請求するものとする。

2 前項の規定による補助金交付の請求は、第9条の規定による交付決定日の属する年度までに行うものとする。

（補助金の交付）

第14条 町長は、前条に規定する請求書の内容を審査し、交付決定者に補助金を交付するものとする。

（交付決定の取り消し）

第15条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金交付決定を取り消すことができる。

- （1） 要綱の定めを遵守できないとき
- （2） 虚偽、その他の不正な手段により、補助金の交付決定を受けたとき
- （3） 町長が不相当と認める事由が生じたとき

2 町長は、前項の規定に基づく取り消しを行うときは、斜里町空き家等解体事業補助金交付決定取消通知書（様式第14号）により交付決定者に通知をする。

（アスベスト事前調査費の補助金の交付申請等）

第16条 空き家等の解体工事を行う施工者は、石綿障害予防規則第3条に基づきアスベストの事前調査を実施し、石綿等の使用の有無を調査しなければならない。アスベストの事前調査は、建築物石綿含有建材調査者、又は（一社）日本アスベスト調査診断協会に登録されている者若しくは、建築物石綿含有建材調査者講習登録規程（平成30年10月23日）（厚生労働省／国土交通省／環境省／告示第一号）により登録された実施機関が行う講習等を受講し終了考査に合格した者が実施し、要綱第6条から第15条及び第17条から第19条の条項を準用する。

（補助金の返還）

第17条 町長は、第15条の規定により、補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付していたときは、斜里町空き家等解体事業補助金返還命令書（様式第14号）により、期限を定めて返還させるものとする。

2 前項の規定により、補助金の返還を命じられた者は、指定された期日までに補助金を返還しなければならない。

3 第16条の規定によりアスベスト事前調査費の交付を受けた場合、空き家等の解体が年度内に完成しないときは、アスベスト事前調査費補助金を返還しなければならない。

（補助金の返還免除）

第18条 町長は、前条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の返還を免除することができる。

（1） 補助金の交付を受けた者が死亡のとき

（2） その他町長が特別な理由があると認めるとき

（その他）

第19条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表（補助金の額）第7条関係

補助対象経費	補助金の額	補助の限度額
空き家住宅等の解体工事費（敷地内にある車庫、物置、倉庫等を含む）とその他の経費（更地にするために必要となる建物以外の解体工事費である門、塀、浄化槽等建築設備とする。）ただし、家財道具等の移転又は処分及び過剰な整地等その他町長が適当でないと認めるものを除く。	①補助対象経費のうち、国が定める住宅市街地総合整備事業補助交付要綱の構造別の解体㎡単価に空き家住宅等の床面積を乗じて得た額の合計とその他の経費を加えた額の合計に8/15を乗じた額と補助の限度額のどちらか低い額 ②補助対象経費のうち空き家住宅等の解体工事費とその他の経費を加えた額に8/15を乗じた額と補助限度額のどちらか低い額	50万円まで
空き家住宅等の解体工事に伴うアスベスト事前調査費	補助対象経費の2/3を乗じた額と補助の限度額のどちらか低い額	5万円まで

備考

- 1 補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。
- 2 補助対象経費は、税抜き価格にて算定する。
- 3 補助金の額の算定において②は、国が定める構造別の解体㎡単価を下回る場合に適用

